

## パナマから日本に入国する際の水際措置の変更

令和4年1月28日  
在パナマ日本国大使館

### 【ポイント】

- パナマから日本に入国する際の水際措置の変更についてお知らせします。
- ・入国者の自宅又は宿泊施設での待機期間の変更（10日→7日）（1月29日（土）午前0時から）
  - ・パナマのオミクロン株が支配的となっている指定国への追加（1月31日（月）午前0時から）（入国後指定施設での3日間の待機）

### 【本文】

1. 現在全ての国・地域からの日本への帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間が、10日間から7日間に変更されます。この措置は1月29日（土）午前0時（日本時間）以降の日本入国から適用され、既に日本入国済みの方に対しても同時刻から適用されます。

2. また、パナマから日本に入国・帰国する際には、1月31日午前0時より検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で、入国日の翌日から3日間の待機が求められます。

（例）1月31日（月）にパナマから日本に入国する場合、2月1日（火）から2月3日（木）までの3日間、指定宿泊施設で待機し、2月3日（木）にPCR検査を行い陰性と判定された場合、指定宿泊施設を退所し、残りの待機期間（4日間）を自宅等で待機することになります。

●上記を含め、詳細は以下をご確認願います。

また、日本への入国・帰国の際には、常に最新の情報をご確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置（26）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128\\_26.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_26.pdf)

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和4年1月28日時点）」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128\\_list.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_list.pdf)

「新型コロナウイルスに関する新たな措置」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2022C013.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C013.html)

●海外から日本へ入国する全ての方に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

（参考情報：検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線 4446、4447)

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000 (ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) 一部の IP 電話からは、03-5363-3013